

十日町市移住検討現地視察に係る旅費等補助金交付要綱

平成29年 9月 1日

十日町市告示第194号

(趣旨)

第1条 この告示は、市への移住促進を目的に、移住のために行う現地視察に必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 市へ住所又は生活の拠点の全部若しくは一部を移すことをいう。
- (2) 現地視察 移住を検討するために行う、以下の全てを実施することをいう。
 - ア 市又は市が委託するものへの移住に関する相談
 - イ 市が所有する住宅用地、空き家バンク登録物件等の市内居住物件、施設等の見学。ただし、施設のみ見学及び補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）の3親等以内の者が所有する物件の見学は除く。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市への移住を検討する市外に在住する満18歳以上の者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、補助対象外とする。

- (1) 市内の事業所が行う採用試験又はインターンシップに参加する者
- (2) 十日町市職員定数条例（平成17年十日町市条例第37号）第1条に規定する職員となる見込みの者
- (3) 学術研究の目的で市内に滞在する予定の者
- (4) 高等教育機関におけるフィールドワーク等の活動を目的として市内に滞在する予定の者
- (5) 緑の直行便グリーンライナーを利用して現地視察を行う者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助金の上限は、別表に定めるところによる。

- 2 補助対象者ととともに現地視察を行う補助対象者と同一の世帯の者1名までの同行者に対し、1人当たりを単位として交付する補助金を交付する。この場合において、補助金の交付の額は、別表に定める額と同額とする。
- 3 補助対象者は、経済的かつ合理的と認められる経路を利用しなければならない。
- 4 計画書（第7条の規定により交付申請を行う場合に提出する現地視察等計画書という。以下同じ。）に基づかない施設等の見学が生じた場合は、市長が認める場合に限り、その経費を補助金の交付の対象とする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、第9条に規定する補助金の交付の決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）から当該交付決定日の属する年度の3月31日までにに行った現地視察に限るものとする。ただし、当該年度の3月31日を1回目の視察の初日とする場合はこの限りでない。

(交付の条件)

第6条 この補助金は、市への移住促進に資する報告及び調査に協力することを条件に交付するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、現地視察を行う日から起算して原則10日前までに、市長に十日町市移住検討現地視察に係る旅費等補助金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、書類等を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該申請をした者に対し十日町市移住検討現地視察に係る旅費等補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(中止等の申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象視察を中止し、又はその内容を変更しようとするときは、市長に十日町市移住検討現地視察に係る旅費等補助金中止承認申請書（様式第3号）又は十日町市移住検討現地視察に係る旅費等補助金変更承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

(中止等の承認)

第10条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、書類等を審査し、承認するとき、補助決定者に対し十日町市移住検討現地視察に係る旅費等補助金中止承認通知書（様式第5号）又は十日町市移住検討現地視察に係る旅費等補助金変更承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第11条 補助決定者は、補助対象視察が完了した場合は、当該視察の完了の日から30日を経過した日まで又は交付決定日の属する年度の3月31日までに十日町市移住検討現地視察に係る旅費等補助金実績報告書兼請求書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第12条 市長は、前条に規定する報告及び請求があった場合は、書類等を審査し、適当と認めるときは、補助決定者に対し十日町市移住検討現地視察に係る旅費等補助金額確定通知書（様式第8号）により補助金の額を通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助者」という。）が、不正な行為によって補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付の全部又は一部の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消したときは、十日町市移住検討現地視察に係る旅費等補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助者にその旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、十日町市移住検討現地視察に係る旅費等補助金返還命令書（様式第10号）により期限を定めてその返還を求めるものとする。

2 前項の規定において、災害等の特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

<p>補助金の交付の対象となる経費</p>	<p>補助対象者が現地視察において負担する3,000円以上の次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 十日町市までの移動（補助対象者の自宅と現地視察の所在地とを往復する移動をいう。）にかかる旅費 2 十日町市内での移動（計画書に基づく市内居住用物件、施設等の見学のための移動をいう。）にかかる旅費 3 宿泊費
<p>補助率</p>	<p>10/10（ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）</p>
<p>補助金の上限額</p>	<p>1 世帯当たり1回の視察につき15,000円を上限とし、各経費の上限は以下に掲げるものとする。 また、1世帯につき2回、計30,000円までの交付とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 十日町市までの移動にかかる旅費 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公共交通機関等の運賃 5,000円/人 (2) 高速道路使用料及び市内給油所で支払った燃料費 10,000円/台 2 十日町市内での移動にかかる旅費 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公共交通機関等の運賃 5,000円/人 (2) 市内給油所で支払った燃料費 5,000円/台 (3) 十日町市内に本社又は営業所を有する事業者からの貸渡を受けた1台のレンタカー借上料 5,000円/台 <p>燃料費の算出金額は、現地視察にかかる移動距離50キロメートルに対して300円とし、50キロメートルを超えて、移動距離が100キロメートル加算される毎に600円を加算した金額とする。</p> 3 宿泊費 <p>旅館業法第2条に基づく市内宿泊施設に支払った宿泊費5,000円/世帯</p>